

2018年6月12日  
みずほ信託銀行株式会社

## **株式会社紀陽銀行で遺言代用型金銭信託 『紀陽 想いつなく』の取扱開始**

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫、以下「みずほ信託銀行」）は、2018年7月2日より、株式会社紀陽銀行（取締役頭取：松岡 靖之、以下「紀陽銀行」）を代理店として、紀陽銀行の独自の商品名をつけた遺言代用型金銭信託『紀陽 想いつなく』の取り扱いを開始します。

『紀陽 想いつなく』は、紀陽銀行がみずほ信託銀行の信託代理店として販売し、お客さま（委託者兼第一受益者）とみずほ信託銀行が信託契約を締結します。みずほ信託銀行が金銭を信託財産としてお預かりし、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた条件に基づいて、ご家族等の受取人（第二受益者）に金銭を交付する商品です。お受け取り方法は、「一時金受取」と「定時定額受取」の2つの方法があり、組み合わせることも可能です。

本商品の取り扱いにより、相続発生時に簡便な手続きでご家族等が金銭を受け取ることができる遺言代用型金銭信託が、紀陽銀行の109ヶ店（東京支店を除く全店）でお申し込みいただけるようになります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えしていきます。

### **【商品概要】**

取扱開始日：2018年7月2日（予定）

信託金額：200万円以上3,000万円以下（1万円単位）

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客さまがご指定した  
期間後に最初に到来する計算期日まで

運用方法：主に紀陽銀行の定期預金において運用

元本補填：ありません

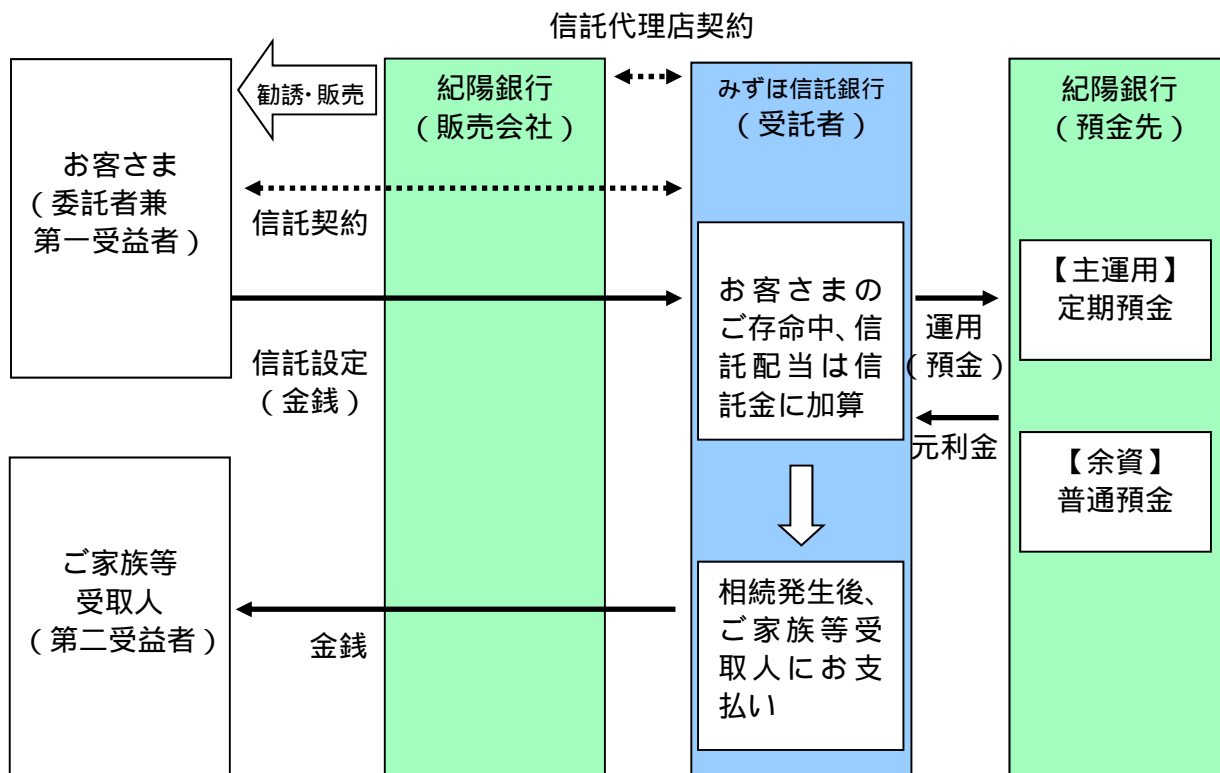
支払方法：以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択

お客さまの万一の際に必要な資金を簡単な手続きでご家族等  
が一括でお受け取り＝一時金受取

お客さまの相続発生後に、ご家族等が一定期間、定期的にご資金  
をお受け取り＝定時定額受取

【スキーム図】

『紀陽 想いつなく』の仕組み



紀陽銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、紀陽銀行のお客さまに『紀陽 想いつなく』を販売。  
 みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。  
 みずほ信託銀行は、信託金を主に紀陽銀行の定期預金にて運用。  
 設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。  
 お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り（一時金/定時定額）。

以上